

平成27年度新潟市食品衛生監視指導計画（素案）

～ 意見募集結果 ～

新潟市（以下「本市」という）では、「食の安全基本方針」を策定し、生産から消費までの全ての段階で、食の安心・安全を確保するための総合的な取り組みを進めています。

この方針に基づき、4月からの1年間に実施する食品営業施設への立入監視回数、食品等の試験検査、消費者・食品等事業者への情報提供、意見交換会などの具体的な内容についてまとめた「平成27年度新潟市食品衛生監視指導計画（素案）」について、市民の皆様から意見を募集しました。この度、その結果をとりまとめましたので公表いたします。

なお、ご意見等をいただいた方々には、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

【募集期間】

◆平成27年1月26日(月曜日)～2月24日(火曜日)

【提出状況】

◆意見提出者数 : 1名

◆提出件数 : 1件

◆提出方法

直接 : 1件

郵送 : 0件

電子メール : 0件

【結果公表日】

◆平成27年3月31日(火曜日)

【意見募集の際の資料】

◆平成27年度食品衛生監視指導計画(素案)

【寄せられたご意見と市の考え方】

項 目		件 数
	はじめに	
第 1	重点的に監視指導を実施すべき事項	1
第 2	食の安全性確保に向けた市民ニーズの把握及び情報提供と意見交換	
第 3	監視指導の実施体制	
第 4	立入監視検査	
第 5	食品などの検査	
第 6	違反を発見した場合の対応	
第 7	食中毒など健康被害発生時の対応	
第 8	自主衛生管理の推進	
第 9	人材育成・資質向上	
別表	平成 27 年度 収去検査・ふきとり検査 実施計画	
	用語説明	
	その他	
	合 計	1

【結果公表場所】

上記の結果は下記の場所(閉庁日を除く)、及び新潟市のホームページ上で閲覧できます。

- ・ 保健所食の安全推進課(新潟市総合保健医療センター3階)
- ・ 市政情報室(市役所本館1階)
- ・ 各区役所(設置場所は各区役所地域課にお問い合わせください)
- ・ 出張所
- ・ 食育・花育センター(中央区清五郎)
- ・ 市消費生活センター(西堀ローサ内)
- ・ ほんぼーと中央図書館

【問い合わせ先】

新潟市保健所 食の安全推進課 管理係

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号(新潟市総合保健医療センター3階)

TEL : 025-212-8223(直通) FAX : 025-246-5673

Eメールアドレス : shokanzen@city.niigata.lg.jp

【意見の概要と市の考え方】

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は次のとおりです。

○第1 重点的に監視指導を実施すべき事項（1件）

	指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
1	p 4	2 収去検査の実施	<p>「主に市内農産物を中心に残留農薬の検査を行います。」としているが、市民の食の安心・安全を確保する観点から不十分ではないか。</p> <p>「市民の消費量の多い農産物について残留農薬の検査を行います。」とするべきではないか。</p>	<p>新潟市は大消費地であるとともに農産物の一大生産地でもあります。</p> <p>そのため、市内で消費量の多い農産物はもとより、本市で生産された農産物についても全国に誇れるよう、積極的に安全性を確保する必要があります。</p> <p>今回、ご意見いただきました内容について検討し、「市内産の農産物に加え、市民の消費量の多い農産物について残留農薬の検査を行います。」に修正しました。</p>	あり